

中山間地域等直接支払交付金交付要綱

制 定 平成 12 年 4 月 1 日 12 構改 B 第 392 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日 6 農振第 2915 号
農林水産事務次官依命通知

(通則)

第 1 中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付については、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成 26 年政令第 347 号）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 交付金は、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保することを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県知事が行う別表に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第 4 交付規則第 2 条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（大臣にあっては農村振興局長）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 地方農政局長等は、第4第1項の規定による交付金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 都道府県知事は、第4第1項による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第10 都道府県知事は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第11 都道府県知事は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別紙様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日

までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別紙様式第5号により概算払請求書を提出した場合には、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第12 都道府県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 都道府県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事は、交付事業が完了したとき（第8第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第14 地方農政局長等は、第13の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第15 都道府県知事は、第14第1項の規定による額の確定通知を受けた後にお

いて、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第13第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第14第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第14第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第16 地方農政局長等は、第8第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接交付事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(交付金の経理)

第17 都道府県知事は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 前2項及び第18に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第18 都道府県知事は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 19 都道府県知事は、第 4 の規定による交付の申請、第 7 の規定による申請の取下げ、第 8 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 11 の規定による状況報告、第 12 の規定による概算払請求及び第 13 の規定による実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、原則として電磁的方法により作成し、提出することとする（天災、事故等やむを得ない事情がある場合を除く）。なお、交付申請等については、共通申請システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定によりシステムによる交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項の規定によりシステムによる交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 都道府県知事が第 1 項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

- 第 20 都道府県知事は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第 8 から第 11 まで、第 13 及び第 15 から第 18 までの規定に準ずる条件並びに適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び要領に従うべき旨の条件を付さなければならない。

附則

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の中山間地域等直接支払交付金交付要綱に基づく中山間地域等直接支払交付金については、なお従前の例による。

別 表（第 3 及び第 9 関係）

交付対象経費	経 費 の 内 容	交 付 率 等
中山間地域等 直接支払交付金	要領第10により市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費	定 額

軽 微 な 変 更	
経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 内 容 の 変 更
次 に 掲 げ る 変 更 以 外 の 変 更	次 に 掲 げ る 変 更 以 外 の 変 更
	交付金の30%を超える変更

別記様式第1号（第4関係）

年度中山間地域等直接支払交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長（北海道にあっては
農林水産大臣、沖縄県にあっては 殿
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

年度において下記のとおり事業を実施したいので、中山間地域等直接支払交付金交付要綱第4に基づき、金 円の交付を申請する。

記

1. 事業の目的
2. 事業計画及びその内容
中山間地域等直接支払交付金交付計画

区 分		交付額 (円)	うち国費 (円)	前年度交付額 (円)	うち国費 (円)
基礎・ 体制整 備単価	田				
	畑				
	草地				
	採草放 牧地				
棚田地域振興活 動加算					
超急傾斜農地保 全管理加算					
ネットワーク化 加算					
スマート農業加 算					
集落機能強化加 算の経過措置					
計					

(注 1) 集落協定及び個別協定に基づく交付額を記載する。

(注 2) 「基礎・体制整備単価」は、要領第 6 の 3 の (2) のアの規定に基づく単価、「棚田地域振興活動加算」は、要領第 6 の 3 の (2) のイの(ア)の規定に基づく単価、「超急傾斜農地保全管理加算」は、要領第 6 の 3 の (2) のイの(イ)の規定に基づく単価、「ネットワーク化加算」は、要領第 6 の 3 の (2) のイの(ウ)の規定に基づく単価、「スマート農業加算」は、要領第 6 の 3 の (2) のイの(エ)の規定に基づく単価、「集落機能強化加算の経過措置」は、要領第 6 の 3 の (2) のイの(オ)の規定に基づく単価とする。

3. 経費の配分及び負担区分

区 分	交付事業 に要する経費 (A + B + C)	負 担 区 分		
		国庫交付金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)
中山間地域等直接支払 交付金	円	円	円	円

4. 事業完了（予定）年月日

5. 添付書類 都道府県の交付金交付規程又は要綱

(注) 1 交付金交付規程は、間接交付事業にのみ添付すること。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類は、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイト URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第8関係）

（1. 規則第3条第1号イ及びロの規定に基づき承認を受けようとする場合）

年度中山間地域等直接支払交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長（北海道にあつては
農林水産大臣、沖縄県にあつては 殿
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた中山間地域等直接
支払交付金について、下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承
認）を受け〕たいので、中山間地域等直接支払交付金交付要綱第8の規定に基づき承認さ
れたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

注：金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

記

記載事項については、別記様式第1号の記に準ずる。

注：交付金交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を
容易に比較対照できるように作成するものとし、「事業の目的」を「変更の理由」
と置き換え、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分に
ついてのみ変更前を括弧書きで記載すること。

(2 . 規則第 3 条第 1 号ハの規定に基づき承認を受けようとする場合)

年度中山間地域等直接支払交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長（北海道にあっては
農林水産大臣、沖縄県にあっては 殿
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接
支払交付金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、中山間地域等直接支払交付
金交付要綱第 8 の規定に基づき承認されたく申請する。

記

- 1 . 中止（廃止）の理由
- 2 . 中止（廃止）に伴う経費の配分の内容

別記様式第3号（第10関係）

年度中山間地域等直接支払交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

地方農政局長（北海道にあっては
農林水産大臣、沖縄県にあっては 殿
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、中山間地域等直接支払交付金交付要綱第10の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由及び今後の対処方針

2 交付事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
中山間地域等 直接支払交付金	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第4号（第11関係）

年度中山間地域等直接支払交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長（北海道にあっては
農林水産大臣、沖縄県にあっては 殿
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接
支払交付金について、中山間地域等直接支払交付金交付要綱第11の規定に基づき、下記の
とおり交付事業の遂行状況を報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
中山間地域等 直接支払交付金	円	円	%	円		

別記様式第5号（第12関係）

年度中山間地域等直接支払交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長（北海道にあっては
農林水産大臣、沖縄県にあっては 殿
内閣府沖縄総合事務局長）

官署支出官 地方農政局総務管理官 殿

北海道にあっては
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあっては
官署支出官 地方農政局総務部長、
沖縄県にあっては
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長

（注1）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業
について、中山間地域等直接支払交付金交付要綱第12の規定により、金 円を概算払
により交付されたく請求する。

また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
（注2）

記

区 分	交付事業 に要する 経費	国庫交付 金 (A)	既受領額 (B)		遂行状 況 報 告	今回請求額 (C)		残 高 (A) - ((B) + (C))		事業 完了 予定 年月日	備 考
			金額	出来高 比率		金額	〇月〇日 現在の予 定出来高	金額	〇月〇日 までの予 定出来高		
中山間地域 等直接支払 交付金	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

（注1）括弧内は該当するものを記載すること。
（注2）下線部は、第11第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中
の遂行状況報告欄は空欄とすること。

年度中山間地域等直接支払交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長（北海道にあっては
農林水産大臣、沖縄県にあっては 殿
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び 年
月 日付け 第 号で変更通知）のあった交付事業について、下記のとおり実
施したので、中山間地域等直接支払交付金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を
報告する。

（また、併せて精算額として中山間地域等直接支払交付金 円の交付を請求する。）

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び実績

3. 経費の配分及び負担区分

区分	交付事業に要した 経費 (A + B + C)	負 担 区 分			備考
		国庫交付金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	
中山間地域等直 接支払交付金	円	円	円	円	

（注）交付決定額を上段括弧書きで記載すること。

4. 事業の完了年月日 ○○年○○月○○日

5. 添付書類

- （注） 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。

- 3 記の3の備考欄に、市町村への交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り、地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）の求めに応じ、遅滞なく提出すること。
- 5 添付書類は、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

年度中山間地域等直接支払交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長（北海道にあっては
農林水産大臣、沖縄県にあっては 殿
内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、
中山間地域等直接支払交付金交付要綱第13第2項の規定により、実績を下記のとおり報告
する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事 業に要 する経 費（A）	国庫交 付金	（A）のう ち年度内 支出済額	概算払 受入済 額	（A）のう ち未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- （注） 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第8号（第18関係）

〇〇年度
農林水産省所管

中山間地域等直接支払交付金調書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
交付事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫交 付金相当額	支出 済額	うち国庫交 付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫交 付金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「交付事業名」欄には、別表の区分の名称のほか、当該交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。